

四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		現 行	
別表		別表	
荷役機械	第3埠頭機械式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに <u>481,140円</u> バケットエレベーター式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 2,342,970円 バケットエレベーター式連続アンローダー2号機 専用使用 1月までごとに 1,540,980円 走行起伏シャトル式シップローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 911,790円 コンテナクレーン（附属設備を含む。） 一般使用 1基30分までごとに 37,800円 グラブバケット・ロープトロリ式橋形アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 7,107,210円	荷役機械	第3埠頭機械式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに <u>5,769,630円</u> バケットエレベーター式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 2,342,970円 バケットエレベーター式連続アンローダー2号機 専用使用 1月までごとに 1,540,980円 走行起伏シャトル式シップローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 911,790円 コンテナクレーン（附属設備を含む。） 一般使用 1基30分までごとに 37,800円 グラブバケット・ロープトロリ式橋形アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1月までごとに 7,107,210円